

## 業 務 運 営 細 則

2020年1月1日

一般社団法人セキュリティ対策推進協議会

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人セキュリティ対策推進協議会（以下、SPREAD）定款第5条に基づき、この法人（以下「当法人」という。）の業務執行に関する運営、業務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (業務執行)

第2条 定款第2章に定める目的及び事業の執行に関して、理事自らが行うほか、事務局が補佐してその執行を執り行う。

2. 会員に業務執行を委任する際は、その業務範囲や責任を明確にしたうえで、理事会で承認を経たうえで委嘱する。

### (予算執行)

第3条 予算の執行に当たっては、社員総会での決議を受けた予算計画に基づいて、事務局長による承認をもって執行する。

2. 予算計画よりも増額となる場合は、その増加額が高額となる場合には、再度起案の上審議を行うものとする。

### (旅費、交通費)

第4条 当法人が認めた事由による国内外を含むその他の旅費等については、国家公務員等の旅費に関する法律を参考にして支給する。

### (謝金)

第5条 講師等に対する謝金は、以下基準を基に算出し支払う。

2. セミナー講師の謝礼は、1回当たり（1時間半程度）3万円（税抜）とする。
3. 原稿執筆の謝礼は、A4版1ページ当たり15,000円（税抜）とする。
4. 上記範囲を超える場合、または当法人が認めた活動の場合は、その都度、事務局にて起案し、理事会にて承認する。

### (ワーキンググループ等の活動)

第6条 第2条第2項に基づき委嘱を受けた会員は、委嘱内容に基づいて事務局の管理の基で活動する。

2. 活動成果については、理事会に報告する傍ら、自らの成果物としてサポーター活動に使用することができるほか、他のサポーターに対しても利用させることができる。

(その他)

第7条 当法人の定款及び本細則に定めのない事項については、理事会にて検討し判断するものとする。

附則

この細則は、2020年1月1日から施行する。